



2025 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社コンヴァノ
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢
(コード：6574 東証グロース)
問合せ先 執行役員 藤本 光
(TEL：03 (3770) 1190 (代表))

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるため、株式分割により投資単位を引き下げ、さらなる株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025 年 8 月 1 日を基準日として、同日における最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式 1 株につき 10 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	4,374,160 株
② 今回の分割により増加する株式数	39,367,440 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	43,741,600 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	173,398,400 株

※上記の発行済株式数及び増加する株式数は、2025 年 7 月 17 日現在の発行済株式総数を基準として算出しており、新株予約権の行使等により分割基準日までに増加する可能性があります。

3. 分割の日程

(1) 基準日 公 告 日	2025 年 7 月 18 日 (予定)
(2) 基 準 日	2025 年 8 月 1 日 (予定)
(3) 効 力 発 生 日	2025 年 8 月 2 日 (予定)

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 2 日を効力発生日として、当社の定款の一部を変更します。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>17,339,840</u> 株とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>173,398,400</u> 株とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日 2025 年 7 月 17 日

効力発生日 2025 年 8 月 2 日

5. 株式分割に伴う新株予約権の行使価額及び下限行使価額の調整

(1) 株式分割に伴い、第 3 回新株予約権及び株式会社コンヴァノ第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行要項の定めに従い、2025 年 8 月 2 日以降、本新株予約権に係る行使価額及び下限行使価額を以下のとおり調整し、これを適用いたします。

銘柄	行使価額		下限行使価額		新株予約権 1 個当たりの株式数	
	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後
第 3 回新株予約権	500 円	50 円	—	—	100 株	1,000 株
株 式 会 社コンヴァノ 第 4 回新株予約権 (注 1) (注 2)	8,560 円	856 円	5,000 円	500 円	100 株	1,000 株

(注 1) 割当日の 2 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後（当日を含みます。）に初回の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別にまたは総称し

て「修正日」といいます。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額となります。

（注2）調整前及び調整後の行使価額は、本日時点における有効な行使価額である当初行使価額を前提として記載していますが、今回の株式分割に伴う調整の効力発生日（2025年8月2日）までの間における修正日に、修正日に先立つ3連続取引日である価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額が調整前の行使価額となり、その10分の1の金額（1円位未満の端数は四捨五入されます。）が調整後の行使価額となります。なお、今回の株式分割に伴う調整の効力発生日（2025年8月2日）を含む価格算定期間とする修正日において行使価額の修正がある場合、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は今回の株式分割を勘案して合理的に調整されることになります。

6. その他

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

以上